

# 特別定額給付金のご案内

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、生活の維持、経済対策の一環として特別定額給付事業を行います。

町民の皆様の感染拡大防止に留意しつつ、迅速かつ的確に家計への支援を行います。

## 対象

令和2年4月27日時点で石川町に住民票がある方

## 給付額

世帯構成員1人につき10万円として算出される額  
例：世帯3人の場合（世帯主（夫）、妻、子ども）  
10万円×3人＝30万円

## 申請書類

5月7日（木）より郵送開始

## 給付方法

世帯主が受給権者となり申請を行っていただきます。  
原則として、申請者（世帯主）名義の銀行口座へ給付金を振り込みます。  
※銀行口座を持っていない等については、案内が届いてからあらためてご相談ください。

## 申請方法

感染拡大防止の観点から、町から受給権者へ給付金の申請書類を郵送、返信用封筒による申請受付を基本とします。  
※マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインによる申請も可能です。

**郵送による申請のしかたは裏面をご覧ください**

## 申請期限

令和2年7月31日（金） ※郵送の場合は必着

## 相談窓口

石川町字関根165  
文教福祉複合施設（モトガッコ） ☎57-5440  
■相談期間 令和2年5月8日（金）～令和2年7月31日（金）  
午前9時～午後4時  
※正午～午後1時を除く。  
※土日及び祝日を除く。

**振り込め詐欺に注意してください！  
銀行に足を運ぶ必要はありません！  
悩まずにまずは相談！！**

# 石川町特別定額給付金 郵送による申請のしかた

石川町

受給権者  
(世帯主)

申請書発送

申請書受け取り

- ①町から5月7日～5月9日の間に申請書が郵送されます。
- ②通知文、申請書類、返信用封筒が入っています。
- ③通知書の宛名は世帯主です。

申請書受理

・申請書記入  
・申請書返送

- ④申請書に記載されている内容（氏名、住所、給付対象者（家族））を確認してください。
- ⑤申請書に氏名、生年月日、電話番号、振込先銀行口座番号を記載し、返信用封筒で返送してください。
- ⑥本人確認書類の写し、通帳を開いた面の写しを必ず添付してください。

**注意**

**添付書類の不備は支給が遅れます！**

申請書審査・振込

指定銀行口座へ入金

- ⑦町で申請書の内容、銀行口座情報を確認します。
- ⑧確認後、給付額の決定通知を郵送します。
- ⑨指定銀行口座へ入金します。